

一般社団法人 シニアパートナーズ パートナー便り

発行：一般社団法人シニアパートナーズ 宮城県柴田郡大河原町字新東26-4ロフティ705号
電話：0224-86-4234 FAX：022-774-2086

研修会で講演させていただきました

2月23日（金）に宮城県大河原合同庁舎4階大会議室で成年後見制度研修会が開催されました。そこでこの会報誌でお馴染みの柏村隆幸先生より「成年後見制度の概要」をお話しいただきました。又、当法人の代表理事、鈴木佳寿より「成年後見人としての活動を通して」と題して、これまでの成年後見人としての活動報告等を致しました。当日の参加者は、市、町、地域包括支援センター職員、人権擁護委員、警察職員の皆様方で、参加された皆様からも様々な意見や質問も寄せられ、とても有意義な研修会だったと思います。研修会終了後に「会報誌見えていますよ」と話しかけて下さった方もおられて、当法人の認知度もアップしていると感じました。（一）



事務所移転のお知らせ

日頃、皆様方には大変、お世話になり心よりお礼申し上げます。

さて、この度、当法人事務所を下記に移転することになりましたので、謹んでご案内申し上げます。

新事務所におきましては、スペースをより広く構え、ゆとりをもって皆様のご来訪に対応できるものと存じます。又、これを機に旧に倍しまして業務に励み皆様のご期待に添えますよう最善の努力を怠くしてまいります。今後共にご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

代表理事 鈴木佳寿

- ◇事務所移転日 平成30年5月3日（祝・木）
- ◇移転先住所 〒989-11273 宮城県柴田郡大河原町字西桜町2-1 ランドマークビル204号
- ◇電話 0224-86-4234（変更ございません）
- ◇FAX 022-774-2086（変更ございません）



僕らが成年後見人である理由 第二回

（ほくらがせいねんこうけんになんでいるわけ）

（前回からの続き）私には80代後半に見えた理由が話しているうちに理解できました。大変な苦勞人だったのです。それを明らかにしたのは入院当日に病院へ向かう車中でした。Aさんは自身の生い立ちから、これまでのことを話してくれたのです。Aさんは宮城県のある港町出身、父親との確執があり中学を卒業したその日に、小遣い程度のお金だけを持ち、家を飛び出したそうです。父親との縁を断ち切るという勢いで電車を乗り継ぎ、訳も分からず東京のマンション屋さんに行きつきました。ここで住み込みしながら働くことが唯一、生き残れる手段なのだといふながら感じていたそうです。その後、その店で知り合った男性と結ばれ、息子さん（が）生まれたのですが、お腹が大きい状態でも働き続け、出産した日も出勤していたとのことでした。残念ながら旦那さんとは数年で離婚することになりましたが、パチンコ屋さんには、そのままお世話になり女手一つで息子さんを育てました。それだけでも大変だったことが伺えるのですが、30年以上同じ店に勤務し、さらには25年以上皆勤賞だったことを自慢げに話していたのを思い出しました。Aさんは私に「仕事を覚えればかりで、何だかんだと直ぐに会社を辞めるのがあるけれど、あれこそ損だよ。違う会社に行くと、また一から仕事を覚えなきゃ

なんない。仕事の面白みや仲間の有難さも分からないうちに辞めちゃだめ」それは、涙を流しながら聞いた15歳のAさんが、孤独や寂しさに立ち向かうために自分自身に言い聞かせていた言葉なのだと直ぐに察することができました。そして、Aさんは唯一の家族といえる息子さんに、同じような孤独や寂しさを味わうことがないよう寄り添って生きてきたのは間違いないと確信しました。Aさんも母親でありながら、時には父親役を演じ、厳しく息子を育てたと後に語っています。

そして、Aさんは東京から宮城県内のB市に移り住んだことをきっかけに、近所のすし屋で働きながら、アパートで一人暮らしをしておりました。給料日に晩酌するのが何よりの楽しみだったようで、千鳥足で帰宅することもしばしばあったそうです。また、少し有名なおばさんでもあり、アパートの前を通りかかると見ず知らずの人たちにも大きな声で挨拶するので、「風変わりなおばさん」的にみていた人も多かったです。

そんな穏やかな生活を送る中、その病気が見つかりました。乳がんです。入院先の病院に到着し、車から降りる際の言葉が何かを予言していたかのようで忘れられませんが、「おれに何かあったら（アパートの）大家さんに色々頼んであつから言（い）て。」

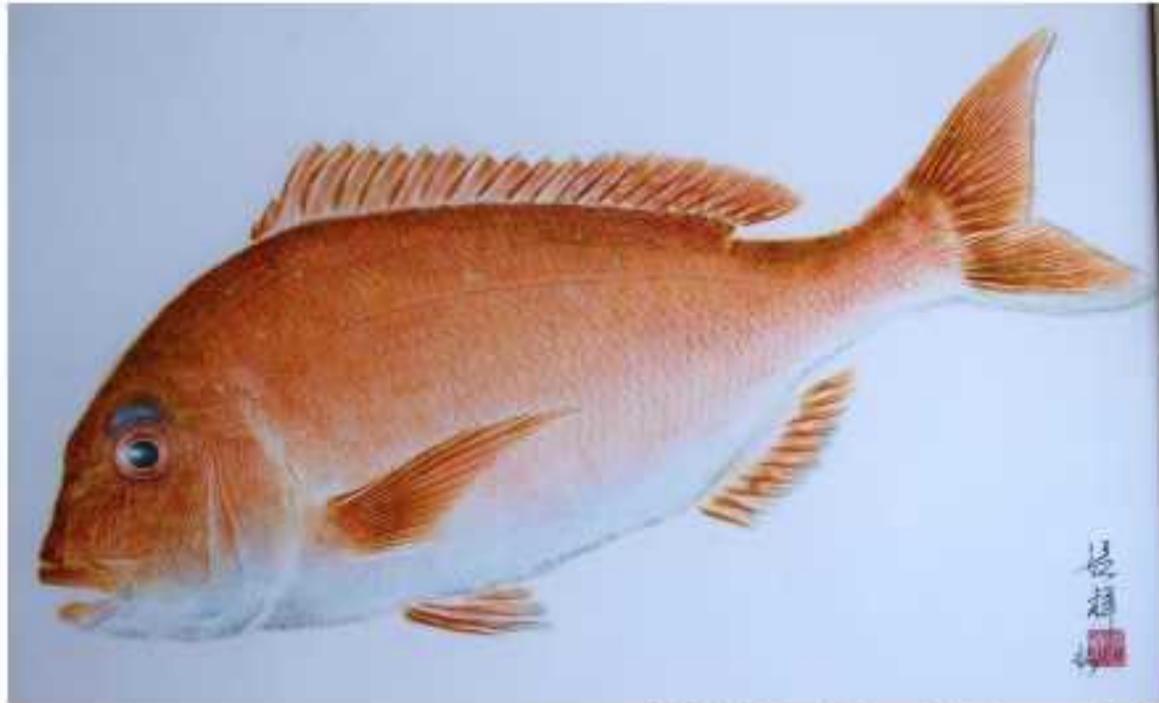
（次号へ つづく）

編集後記

先月、一本の電話をいただきました。冒頭で「住所変更をお願いします」という言葉に正直、間違い電話ではないかと思いました。話を聞くと「引っ越したので会報誌の送付先を変更して欲しい」とのこと。「いつも楽しみにしています」という多賀市の女性のありがたい言葉に、私たちは皆様とのお縁に「幸せ」を感じました。この会報誌には「カスミソウ」と命名しました。花言葉の一つには「幸福」があります。皆様と共に歩んできた一般社団法人シニアパートナーズは間もなく法人設立5周年を迎えます。ヨチヨチ歩きだった法人が、テクテクと歩み始めた5歳の春に幸福を感じております。



皆様へのお知らせ
次回のパートナー便りの発行は8月頃を予定しております。その頃は、きっと暑い最中だと思えます。皆様、それまでお元気で過ごしてくださいね！（一）



公証人 柏村隆幸氏の人生航路

◇昭和56年に東京地検検事として30有余年にわたる検察官人生をスタートし、途中、裁判所（3年）、国税庁（2年）などに出向。平成23年に退官し、同年8月から公証人として再スタート。アユ釣り、溪流釣りを趣味とするかたわら、平成19年から、カラー魚拓の第一人者である（故）中西泛祥先生（当時、横浜市在住）に師事してカラー魚拓の制作を始める。以後、家族の冷たい視線を跳ね返しつつ、釣り及び魚拓の制作に精進している。

カラー魚拓の魅力

今回は中西先生の作品で、真鯛です。食べるときは料理されて出てくるので気づきませんが、目の上に、まるでアイシャドーのように鮮やかなブルーが見られます。また、体側には、所々、シルバーに近い水色の点がちりばめられています。

それぞれの人生
第5回 遺言 ⑤
【遺言の内容について】

②相続財産とは何か
次に、遺言の説明からは少し離れて、相続財産とは何か、ということを考えてみましょう。「そんな簡単なことは説明不要だよ」などと言わないでお付き合いください。民法の定めによれば、相続人は、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（民法896条本文）ことになっています。つまり、亡くなった人に属していた債権や債務、所有権・抵当権などの物権、特許権などの知的財産権、などあらゆる権利や義務が相続人に承継されます。土地や建物などの不動産を例にとると、不動産の所有権（共有の場合はその持分権）はもとより、不動産の賃貸借における借主の権利（賃借権）や貸し主の権利（賃料請求権という債権）も相続されますので、これらの権利も相続財産の一つです。

が、同時にプラスの財産ももらえなくなります。プラス財産は相続したいが、借金の支払いは相続したプラス財産の範囲に収まるようにしたいという方は、限定承認の規定（民法922条以下）を利用してください。
このように、相続は被相続人の財産に属した一切の権利義務について発生しますが、一部の例外があります。それは、「被相続人の一身に専属した権利義務」です（民法896条ただし書き）。たとえば、人間国宝に指定された人が亡くなっても、その子供が人間国宝としての親の権利義務をそのまま相続することはありません。
では、死亡退職金や生命保険金はどうでしょうか。死亡退職金については、勤務先の就業規則や労働協約による退職金規程などが、退職金の受給権者の範囲や順位について、民法と異なる内容を定めていることが多いと思われるので、それに従うこととなります。たとえば、退職金に関する規定で、配偶者を受給権者の第一順位と定めている場合は、子供ではなく、配偶者が退職金を受け取る権利を有することになります。そして、配偶者の受給権は、退職金に関する規定によって認められる、配偶者固有の権利ですので、死亡退職金（死亡退職金を受け取る権利と言換えることもできます）は相続財産

には含まれないということになります。また、生命保険金については、保険契約により保険金受取人があらかじめ決められていれば、その受取人が死亡保険金を受け取るようになります。そして、この保険金を受け取る権利は、保険契約によって認められる保険

ちよつと一息

相続財産の中には、遺体や遺骨・遺髪も含まれるのでしょうか。民法にはこの点に関する明確な規定はありません。したがって、意見が分かれるところですが遺体や遺骨などを「財産」と考えることはちよつと違和感があるのではないのでしょうか。対処方策としては遺言の中で遺言者の意思を明確にし、しておくことだろうと思います。前に述べたとおり、遺言書には遺言者の希望として自分の遺骨などの処置について記載することができまので、これを利用して希望する人もいますね。一般的な常識の範囲内であれば、こうした散骨も許されるでしょう。



金受取人の固有の権利ですので、死亡退職金と同様、死亡保険金は死亡した人の遺産（相続財産）には含まれない、つまり相続財産ではないということになります。
次号、「遺言の撤回・一部変更」についてです。（柏）

尚、これに関連することとして民法は「祭祀財産」（さいしざいさん）について規定しています（民法897条）。祭祀財産については前にも少し触れましたが、系譜（家系図のことです）、祭具（位牌や仏壇のことです）、墳墓のことを民法は祭祀財産と規定しています。そして、これら祭祀財産を承継する人のことを祭祀主宰者といいます。これらの祭祀財産が遺された人にとり承継されるかですが、まず、被相続人（死んだ人）の指定があればそれに従います。被相続人の指定は、遺言でできることができます。通常、「祖先の祭祀を主宰すべき者として〇〇さんを指定します」などと記載しています。このように記載すれば、指定された〇〇さんが祭祀主宰者になるわけです。次にこの指定がないときですが、その場合はその地方の慣習に従って承継することになります。さらに、この慣習も明らかでないときは最後の手段として家庭裁判所の決定を仰ぐこととなります。（写真⑤柏村公証人）

